

(仮称)新潟市自治基本条例枠組素案(原案)

* 第11回地域自治委員会での議論を踏まえ、他都市の例を参考に、市民力の向上や持続性の確保といった視点で、追加すべき事項を事務局で検討しました。(太字で記載した部分)

第1章 総則

【目的】

この条例は、本市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)**の役割や責務等を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。**

【用語の定義】

この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

参加 市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

協働 市民と市が対等な立場で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することによって、共通する課題の解決にあたることをいいます。

執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいいます。

【条例の位置づけ】

この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合は、この条例の趣旨やこの条例に定める事項を最大限に尊重します。

【基本理念】

市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を実現すること。

地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

【自治の基本原則】

市民及び市は、次に掲げる原則により、市民自治を推進します。

自立の原則(それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動すること。)

情報共有の原則(市政に関する情報を共有すること。)

参加の原則(市政の運営は市民参加の下で行なうこと。)

協働の原則(公共的課題の解決に協働して当たること。)

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

【市民の権利と責務】

市民は、市政に関する情報を知ることや、市民自治の担い手として市政に参加することができます。

市民は、自らの責任と役割に基づき、自らを律し、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参加を通して市民自治の確立に取り組みます。

市民は、市政への参加・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持ちます。

第2節 市議会（別途、議会で検討）

第3節 市長等

【市長の責務】

市長は、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、公正かつ誠実に職務を執行することにより、この条例の理念の実現に努めます。

市長は、市民自治の推進及び市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、地域の資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行います。

市長は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めます。

【執行機関等の責務】

執行機関等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を執行するとともに、相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮します。

執行機関等は、職員が不当な要求に対して適正に対応できる体制や組織の自浄作用を強化するなど、公正な職務の遂行が確保できるよう体制の整備を図ります。

執行機関等は、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を効率的かつ効果的に選択して総合的かつ計画的な行政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めます。

【職員の責務】

職員は、法令を遵守し、不当な要求に対しては毅然として対応するとともに、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応するなど、公正かつ誠実に職務を遂行します。

職員は、職務についての必要な知識の取得及び技能等の向上に努めるとともに、職務の遂行に当たっては、施策の効果を最大限発揮できるよう創意工夫に努めます。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

【市政運営】

市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用するとともに、市の将来像を示す計画を策定し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図ります。

市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民の福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。

市民が広く市政に参加できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること。

市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること

施策、事業等について、効率的かつ効果的に行い、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明すること。

市の組織は、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとしします。

【財政運営】

市は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、徹底した経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担います。

市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。

市長は、市民に分かりやすく財政状況を説明するため、財政状況及び財務諸表を公表するとともに、市長の財政方針を明らかにします。

第2節 参加と協働のしくみ

【情報の提供等】

市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を適正に公開し、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図ります。

市は、市民が初期の段階から市政に参加し、協働することができるよう、各施策の立案段階や政策形成過程の情報を積極的に提供するなど、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進を図ります。

【附属機関の運営】

市は、附属機関の会議を原則として公開し、また附属機関の委員の一部を市民からの公募により行なうなど、開かれた市政運営を推進します。

【市民意見の提出手続き】

市は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加を促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民からの意見を求めます。

【住民投票】

（住民投票の実施）

市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

（住民投票の発議及び請求）

市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1/2分の1以上の者の賛成を得て住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

本市に住所を有する年齢20歳以上の者（永住外国人を含みます。）は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができます。

市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。

住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。

【協働の推進】

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

市は、市民との協働を推進するため、自発的な活動を行う市民が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めます。

市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。この場合において市の支援は、市民の自主性・自立性を損なわないようにします。

第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ**【法令遵守及び倫理の保持】**

市は、別に条例で定めるところにより、職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託に応え、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護します。

【適正な行政手続の確保等】

市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関し、適正な行政手続を確保することで、公正性の確保と透明性の向上を図ります。

市は、別に条例で定めるところにより、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別できるものをいいます。）を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

【市民の権利利益の保護】

市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。

市は、市政に対する市民からの相談等に対する市の対応について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済の仕組み等を整備するよう努めます。

【行政評価等】

市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表します。

市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を言います。以下同じ。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行います。

第4章 区における住民自治

第1節 区における行政運営

市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、地域住民の参加の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。

区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。

地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。

市民協働の拠点として、自主的、自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

市民に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

市長は、区役所がその役割を発揮できるよう、必要な体制を整備します。

第2節 地域協働の推進

【地域住民及び地域コミュニティの役割】

地域住民は、地域自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

地域住民は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自らその活動に参加し、又は支援するよう努めます。

地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的・自立的な活動を行います。

【市の役割】

市は、地域コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重します。

市は、地域コミュニティが、市と協働して区における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、自主性及び自立性を妨げない範囲で、その活動に対して支援を行います。

【区自治協議会の役割】

市は、地域コミュニティ等と相互に連携し、協働して地域課題を解決するため、各区にその協働の要としての機能を担う区自治協議会を設置します。

区自治協議会は、区の住民及び地域コミュニティ等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどの役割を担います。

区自治協議会の組織及び運営については、別に条例で定めます。

第5章 国及び他の地方公共団体との協力

市は、国及び県と相互に協力し、市民自治の確立に努めます。

市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携・協力し、その解決に努めます。